

## 抗 議 文 及 質 問 状

平成 22 年 10 月 25 日

小沢一郎議員を支援する会

私達は今般、小沢一郎議員に対する政治資金規正法違反事件をめぐる検察審査会に対する質問状を提出しました。

質問状に対しては、文書をもって誠実に回答されたいと申入れしたのに対し、貴審査会では、責任の所在も不明確な手嶋健総務課長名で当会代表者に対する電話による回答をしてきました。

しかも、その内容は、

- ① 具体的な審査事件については質問に答えることは出来ない
- ② 検察審査会の事務局、補助弁護士、審査員の選出方法等については、  
検察審査会法第20条に書いてあるとおりである

というもので、到底私達の質問に対してまともに答えているものとは思えないものでした。

しかも、その後10月4日には、突然、20日も前の9月14日付で、小沢一郎議員に対し、強制起訴の議決をした旨を公表しました。

そして、審査に関わった審査員の平均年齢が30.9歳であったという驚くべき事実も明らかにしました（しかも、その後2回も平均年齢が訂正発表されている）。

マスメディアの報道では、前記議決に関わった補助弁護士である吉田繁実弁護士が選任されたのは、議決から僅か7日前の9月7日であったこと、又、同弁護士は「起訴すべき」という方針は割と早い段階で決まっていたということ、起訴相当議決文が本年2月4日起訴された石川知裕議員の起訴状とそっくりであったこと、などが明らかとなっています。

要するに、貴検察審査会の行なっている小沢一郎議員に対する審査活動というものが、いよいよ不明瞭で魑魅魍魎としたものであることを、益々明らかにしているということです。

このような貴検察審査会の有り方は、公訴権を独占する検察権力に対して、正しい民意を反映させその適正化を図り、もって民主的司法制度の実現を目指すという検察審査会法の立法趣旨を大きく逸脱するばかりか、民主的司法制度に逆行するものであります。

私達としては、こうした貴検察会の権力的、独断的、秘密主義的運営体

質に対して強く抗議するとともに、改めて以下の質問に対して誠実に回答することを要求します。

本年11月15日までに当会宛文書にて回答されたくお願いします。

## 記

### 質問書A（2010年9月6日提出分）

#### (1) 事務局について

- ① 東京地裁の中に設置されている「東京検察審査会」の事務局の組織について、組織図、人数、年間予算、事務局長名と出身官庁名を教えてください。
- ② 事務局員の構成は全員が地裁の職員なのか、あるいはその中に検察庁からの出向者がいるのか、もしいるとしたら何人いるのかを教えてください。

#### (2) 審査補助員の弁護士について

- ① 弁護士の選定はどのようになされるのか具体的に説明してください。
- ② 「東京第五検察審査会」が2010年4月27日に全員一致で小沢一郎民主党幹事長（当時）を「起訴相当」と議決した審理では、米澤敏雄弁護士が審査補助員を担当しました。米澤弁護士をどのように選んだのか具体的に説明してください。
- ③ 「東京第一検察審査会」が2010年7月15日に2007年度分の「政治資金報告書虚偽記載」容疑で小沢一郎民主党幹事長（当時）を「不起訴不当」の議決をしましたが、この審理を担当した審査補助員の弁護士の氏名が公表されていません。なぜ公表しないのかその理由を教えてください。

#### (3) 審査員の選出方法について

- ① 審査委員は該当地区の有権者名簿からくじ引きで無作為に選出するといわれていますが、具体的にはどのような方法で選出されるのか説明してください。
- ② 審査委員は第一次選出で一期100名四期400名がくじ引きで無作為に選出されるが、第二次選出では事務局が警察からの個人情報をもとに恣意的に一期11人四期44名を選出しているとの情報があります。このような事実があるか否かお答えください。

#### (4) 「東京第五検察審査会」の「起訴相当」議決について

- ① 「在日特権を許さない会」（在特会）代表の桜井誠氏は2010年2月5日のブログ「桜井誠ルーム/ブログ」の中で「審理申し立て」

をしたのは自分であると以下のように書いています。「審理申し立て」人は桜井誠氏なのか否かお答えください。

- ② 桜井誠氏は同じブログの中で【告訴・告発人ではない自分には申し立てをする資格はないが小沢一郎は国会議員であり被疑事実が「政治資金規正法違反」という公金に関わる問題であり全国民が被害者という立場で申し立てを行うことができる】と「東京検察審査会」事務局が説明し受理してくれたことを書いています。事務局は桜井氏に対してこのような説明をして「申し立て」を受理したのか否かお答えください。
  - ③ 桜井誠氏は同じブログの中で「審査申し立て」を行った理由として「外国人参政権実現のために誰よりも積極的なこの民主党大物政治家の動きを止めなければならないから」と小沢幹事長が進めていた「外国人参政権実現」を阻止する政治的目的があったことを以下のように書いています。桜井誠氏は自らの政治目的達成のために「検察審査会」を悪用したと思われませんが、この点に関してご意見をお聞かせください。
- (5) 「東京第一検察審査会」の「不起訴不相当」議決について
- ① 「東京第一検察審査会」が2010年7月15日に2007年度分の「政治資金報告書虚偽記載」容疑で小沢一郎民主党幹事長（当時）に対し「不起訴不当」の議決をしましたが、「審理申し立て」をしたのは「市民団体」と報道されているだけで団体名、代表者名、住所など一切公表されていません。公表しない理由を教えてください。
  - ② 「東京第一検察審査会」は2010年7月15日に2007年度分の「政治資金報告書虚偽記載」容疑で小沢一郎民主党幹事長（当時）に対し「不起訴不当」の議決を出しています。また「東京第五検察審査会」は2010年4月27日に2004年度、2005年度分の「政治資金報告書虚偽記載」容疑で小沢一郎民主党幹事長（当時）に対し「起訴相当」議決を出しています。なぜ同じ事案を二つの検察審査会に分けて審査をしたのか、その理由を説明してください。
  - ③ 「東京第一検察審査会」へ「審査申し立て」をした個人または団体と「東京第五検察審査会」へ「審査申し立て」をした個人または団体は公表されていませんが、ブログに報告を詳細に書いている「在特会」代表桜井誠氏が2010年2月5日に行った「審査申し立て」を「東京検察審査会」事務局が二つの審査会に振り分けたのですか？あるいは「東京第一検察審査会」へ「審査申し立て」をした個人または団体は「在特会」代表桜井誠氏ではなく別の人物又は団体なのですか？

## 質問書B

- (1) 2010年10月4日公表された「起訴相当」議決は実際には2010年9月14日にすでに議決されていました。検察審査会法第40条では議決後直ちに7日間これを公表すべきことになっているのに、なぜ公表まで20日間も放置されていたのかその理由を教えてください。
- (2) 2010年9月14日の「起訴相当」議決に賛成した審査員の人数を教えてください。
- (3) 2010年9月14日の「起訴相当」議決に参加した11人の審査員の平均年齢が30.9歳と公表されています。30.9歳以下になる確率は0.12%でコインを投げて10回連続で表を出す確率と同じで不作為では不可能です。くじ引きで選任したと言われますが審査員11人の具体的な選出方法を教えてください。
- (4) 2010年9月14日の「起訴相当」議決に参加した審査補助員弁護士は東京第二弁護士会所属の吉田繁実弁護士です。補助弁護士がなかなか決まらず吉田繁実弁護士に決まったのが9月7日という情報があります。もしもこれが本当であれば9月14日の「起訴相当」議決の前には審査員による審査はほとんど行なわれず吉田弁護士が自ら起案した「起訴相当」議決文を審査員に強要して8名以上に賛成させたこととなります。吉田繁実弁護士が選任された日にちを教えてください。また審査がいつ行われたか8月以降のスケジュールを教えてください。
- (5) 2010年10月8日付け朝日新聞記事『小沢氏告発の団体とは「保守」自認、政治的意図なし』によりますと、小沢一郎議員の不起訴を不服として「検察審査会」に「審査申し立て」したのが「真実を求める会」という市民団体であるとの事です。このことは事実であるか否か教えてください。

以上

東京都豊島区西池袋1丁目29番5号  
〒171-0021 山の手ビル11階  
電話03(3981)2411  
FAX03(3985)8514  
伊東章法律事務所内  
小沢一郎議員を支援する会  
代表世話人 伊 東 章